

北海道福祉サービス第三者評価結果報告書

2024 年 2 月 13 日

北海道福祉サービス第三者評価事業推進機構 宛

〒 060-0005

住所 札幌市中央区北5条西23丁目
1-10-501

電話番号 011-641-9010

評価機関名 合同会社 m o c a l

認証番号 北海道 第23-004号

代表者氏名 代表社員 宇津野 朗子



下記のとおり評価を行ったので報告します。

記

評価調査者氏名・ 分野・ 評価調査者番号	評価調査者氏名		分野	評価調査者番号
	(1)	高橋 春美	総合	第0018号
	(2)	神内 秀之介	総合	第0068号
	(3)	井上 秀美	福祉医療保健	第0173号
	(4)			
	(5)			
サービス種別	認定こども園			
事業所名称	たどし認定こども園かぜっこ			
設置者名称	社会福祉法人 多度志保育会			
運営者(指定管理者)名称	同上			
評価実施期間(契約日から報告書提出日)	2023 年 9 月 1 日	～	2024 年 1 月 30 日	
利用者調査実施時期	2023 年 10 月 4 日	～	2023 年 11 月 15 日	
訪問調査日	2023 年 12 月 4 日			
評価合議日	2023 年 12 月 27 日			
評価結果報告日	2024 年 2 月 13 日			
評価結果の公表について運営者の同意の有無	◎ 同意あり ◯ 同意なし			
※評価結果の公表について運営者が同意しない場合のみ理由を記載してください。				

北海道福祉サービス第三者評価結果公表事項

①第三者評価機関名

合同会社 m o c a l

②運営者(指定管理者)に係る情報

名称: 社会福祉法人 多度志保育会

代表者氏名: 理事長 殿平 善彦

所在地: 〒074-0141 深川市多度志630番地

TEL 0164-27-2359

③事業所の基本調査内容

別紙「基本調査票」のとおり

④総評

◇特に評価の高い点

○園長のアントレプレナーシップについて

園長は、積極的に家庭とのコミュニケーションに努め、保育に関する背景やエビデンスを丁寧に説明することに重きを置いています。このアプローチは、例えば子どもが自らのアイデアを反映させた大きな版画を作る活動のように、創造性を重んじる保育の姿勢を示しています。園長は、保育が孤立したものではなく地域の子育て文化の一部として捉え、動画配信などを通じてその文化を広く地域に展開しています。行事の情報発信に関しては職員に責任を持たせることで、偏りがなく、公平性を保ちながらも情報を共有しています。これは、会議や個別面談などのさまざまな場でのコミュニケーションを通じて行われています。実践面では、園長自身が行動で示すことで、スタッフや保護者に模範を示し、リーダーシップを発揮しています。地域の中でのアントレプレナーシップを発揮し、社会資源開発や災害支援準備なども実践されており大変高く評価できます。

○事業継続計画策定とコロナ禍対応

園長のリーダーシップによる社会的課題への取組と、副園長が看護師である専門性を活かし、「感染症対策マニュアル」の作成にとどまらずにコロナ禍前から「事業継続計画(BCP)」へ感染症対応も組み込み、新型コロナウイルス感染症拡大の初期から発生状況に応じた適切な予防並びに発生時の対応等に努めています。また、新型コロナウイルス感染症に対する子どもの安全確保のために施設設備を整えると同時に重要事項説明書による対応の周知やICTの活用等で保護者とのコミュニケーションを図り、施設と家庭が連携した取り組みに努めています。

○保育士・看護師・栄養士などがチームとなった子どもの心と身体の健全な育成に向けた取組

園の教育・保育目標の「人間として育っていくために、健康でたくましく、しなやかな体をもつ子」「子どもの要求を大切に、遊びの機会が保障され、子どもの遊ぶ権利が守られる園でありたい」を目指した保育、教育、食育、保健などに関する年間指導計画を策定し、年齢別・月別にねらい、子どもの姿、安全、保護者との連携なども含めたきめ細かな内容となっています。

「インクルーシブ保育」の食育の実践として、子どもの人権を尊重した合理的配慮として、いつも好きな子の隣で会話を楽しみながら食べることが出来る「当たり前」の給食を保障するために、入園児にアレルギーの子がいる場合は、アレルギー完全除去食に取り組んでいます。卵・牛乳の除去だけでなく、カレー、調味料、ハンバーグのつなぎ、フライやコロッケの衣、シューなどは豆乳使用、自前のパンを焼くなど献立を全面的に見直し、安心・安全に配慮した食材を選び、地産地消、減農薬、有機食材などの比率を高める努力を続けています。

家族に対しては、玄関に給食サンプルの掲示、好評なレシピの配布、給食アンケートの実施、毎月の保健だより、給食だより、かぜっこだよりの配布などを行い健康づくりへの啓蒙や保護者の希望に応じて保育士・看護師・栄養士などが子育て相談などの支援を行い、園と家庭が連携し、子どもの心と身体の健全な育成に向けた取組をしています。

◇改善を求められる点

○中長期計画の策定について

園では将来の入園予測についてはまだ明確な計画が立てられていないものの、現在のデータを基に3年程度の中期予測は可能であると考えています。これまで10年にわたって定員を満たしてきた実績がありますが、昨年度の出生数は新型コロナウイルスの影響で大幅に減少したことが挙げられています。それでも、現在園では新規に4件の予約を受けており、「たどしカフェ(仮)」としてのサービス展開や、長沼町(マオイ)での学童保育支援という新たな取組が計画されていますが、現在園では中長期の計画が立案されていません。今後は、上記の取組なども含め、組織内はもとよりステークホルダーからも理解されるよう計画の立案・明文化がなされることが望まれます。

○組織的に取り組む標準的な実施方法の確立と醸成

ICTを活用しスマートフォンを含めたコンピューターネットワークを構築して各職員から園長、副園長等へ直接的コミュニケーションの充実から管理者のリーダーシップを発揮して個々の職員の技量に基づいた子ども一人ひとりの状況に応じた保育等の提供や即時的に問題等の対応が行われています。

現在の各職員の保育提供の考え方や技量を大事にするに伴い、園全体で共通する各種手順や規程等の保育全般の観点から統合的につなぐ園の標準的な実施方法の文書化への取組が期待されます。また、その検討・見直しの定期的な仕組みを構築し、園の基本的な保育等提供の在り方と個々の職員の技量による保育等提供の在り方の相補的な関係性から、子ども一人ひとりの状況に応じた保育等提供の質の向上と、各種課題へ組織的に対応する標準的な実施方法の醸成に向けた取組が期待されます。

○虐待防止研修への参加と虐待から子どもを守る体制の整備

身体的な傷やケガ、体重の増え方など外見的に観察できる子どもの様子だけでなく、行動・態度などは、心理的な原因が影響している場合も多く、発見が遅くなると生命の危険にも繋がります。園では虐待対応ハンドブックを整備していますが、職員の認識や観察力を高めるための研修などに積極的に参加したり、日常的にチェックシートを活用するなど、職員が虐待を早期発見するシステムや地域のネットワークを構築する取組が望まれます。特に、保護者と連携を密にし、相談に繋がる信頼関係や支援する関係の構築などの不断の努力を期待します。

⑤第三者評価結果に対する事業者のコメント

ヒアリングにおいて調査員の皆様から適切な質問をいただくことで着眼点が明確となり、取組状況や課題をより深く認識する機会となりました。

保育をチームで取り組む点に高い評価を頂きましたが、スタッフが常に自らの保育を問い直し、課題を見いだす努力を続けると共に、全体の共有によって課題解決する姿勢をさらにブラッシュアップしていきたいと考えます。

今後の改善としては、中長期計画を定め、スタッフのキャリアに見通しが持てる持続的な職場づくりを目指します。また、運営に関しても管理職に意思決定が集中することなく、保育現場の気づきや利用家庭の声、何より子どもの声を丁寧に聞いていく当園の姿勢を堅持していきます。

⑥評価対象項目に対する評価結果及びコメント

別紙「評価細目の第三者評価結果」のとおり

北海道福祉サービス第三者評価・基本調査票

本調査票は、貴事業所の基本的な概要について記載していただくものです。

本調査票の記入日： 令和 5年 11月 1日

経営主体 (法人名)	社会福祉法人多度志保育会		
事業所名 (施設名)	たどし認定こども園かぜっこ	事業種別	認定こども園
所在地	〒 074-0141 北海道深川市多度志630		
電話	0164-27-2750		
FAX	0164-27-2890		
E-mail	tdshoikuen@dream.jp		
URL	https://tadoshi.jimdo.com/		
施設長氏名	園長 殿平 真		
調査対応ご担当者	藤井 七江	(所属、職名：主任保育教諭)	
利用定員	25名	開設年	昭和 47年 2月 1日
理念・基本方針：			
子どもの人格が認められる保育 生活的な常識をいかすことができる保育 子どもとの友情・愛情がそだつ保育			
施設・事業所の特徴的な取組：			
異年齢保育、担当制保育、特別支援保育、インクルーシブ保育 アレルギー対応保育・給食、はだし保育、 野外活動（みず、どろ、すな、川あそび、登山等）、描画活動（版画制作等）			
第三者評価の受審回数（前回の受審時期）		0回	（平成 年度）
開所時間 (通所施設のみ)	午前7時30分～午後6時00分		

【当該事業に併設して行っている事業】

(例) ○○事業（定員○名）

放課後児童健全育成事業（学童クラブ 定員20名）
一時預かり保育事業

【利用者の状況に関する事項】（令和 5 年 10 月 1 日現在）

○年齢構成（成人施設の場合（高齢者福祉施設、高齢者福祉サービスを除く））

18歳未満	18～20歳未満	20～25歳未満	25～30歳未満	30～35歳未満	35～40歳未満
名	名	名	名	名	名
40～45歳未満	45～50歳未満	50～55歳未満	55～60歳未満	60～65歳未満	65歳以上
名	名	名	名	名	名
					合 計
					名

○年齢構成（高齢者福祉施設・高齢者福祉サービスの場合）

65歳未満	65～70歳未満	70～75歳未満	75～80歳未満	80～85歳未満	85～90歳未満
名	名	名	名	名	名
90～95歳未満	95～100歳未満	100歳以上	合 計		
名	名	名	名		

○年齢構成（児童福祉施設の場合（乳児院、保育所を除く））

1歳未満	1～6歳未満	6～7歳未満	7～8歳未満	8～9歳未満	9～10歳未満
名	名	名	名	名	名
10～11歳未満	11～12歳未満	12～13歳未満	13～14歳未満	14～15歳未満	15～16歳未満
名	名	名	名	名	名
16～17歳未満	17～18歳未満	18歳以上	合 計		
名	名	名	名		

○年齢構成（保育所の場合）

6か月未満	6か月～1歳3か月未満	1歳3か月～2歳未満	2歳児	3歳児	4歳児
0名	3名	3名	4名	6名	1名
5歳児	6歳児	合 計			
5名	名	22名			

○障がいの状況

・身体障がい（身体障害者手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

障害区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害	名	名	名	名	名	名
聴覚又は平衡機能の障害	名	名	名	名	名	名
音声・言語、そしゃく機能の障害	名	名	名	名	名	名
肢体不自由	名	名	名	名	名	名
内部障害（心臓・腎臓、ぼうこう他）	名	名	名	名	名	名
重複障害（別掲）	名	名	名	名	名	名
合計	名	名	名	名	名	名

※区分が異なる複数障害で等級の認定がなされている場合は「重複障害」に記入ください。

・知的障がい（療育手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

最重度・重度	中度	軽度
名	名	名

・精神障がい（精神障害者保健福祉手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

精神疾患の区分	1級	2級	3級
統合失調症	名	名	名
そううつ病	名	名	名
非定型精神病	名	名	名
てんかん	名	名	名
中毒精神病	名	名	名
器質精神病	名	名	名
その他の精神疾患	名	名	名
合計	名	名	名

○サービス利用期間の状況(保育所を除く)

～6か月	6か月～1年	1年～2年	2年～3年	3年～4年	4年～5年
名	名	名	名	名	名
5年～6年	6年～7年	7年～8年	8年～9年	9年～10年	10年～11年
名	名	名	名	名	名
11年～12年	12年～13年	13年～14年	14年～15年	15年～16年	16年～17年
名	名	名	名	名	名
17年～18年	18年～19年	19年～20年	20年以上		
名	名	名	名		

(平均利用期間：)

【職員の状況に関する事項】(令和5年10月1日現在)

○職員配置の状況

	総数	施設長・管理者	事務員		
常勤	14名	1名	名	名	名
非常勤	11名	名	1名	名	名
		介護職員	保育士	看護職員	OT、PT、ST
常勤		名	9名	1名	名
非常勤		名	4名	名	名
	管理栄養士・栄養士	介助員	調理員等	医師	その他
常勤	1名	名	1名	名	1名
非常勤	名	名	1名	名	5名

※職種を空欄にしている箇所は、施設種別に応じて記載以外の主要な職種を記入してください。

※保健師・助産師・准看護師等の看護職は「看護職員」の欄にご記入ください。

○職員の資格の保有状況

社会福祉士	名 (名)
介護福祉士	名 (名)
保育士	13名 (4名)
	名 (名)
	名 (名)

(非常勤職員の有資格者数は () に記入)

【施設の状況に関する事項】

※耐火・耐震構造は新耐震設計基準（昭和56年）に基づいて記入。

○成人施設の場合

	<input type="checkbox"/> 1. はい <input type="checkbox"/> 2. いいえ
	<input type="checkbox"/> 1. はい <input type="checkbox"/> 2. いいえ

○保育所の場合

(1) 建物面積 (保育所分)	468 m ²
(2) 園庭面積	2100 m ²
(注) 園庭スペースが基準を満たさない園にあっては、代替の対応方法をご記入ください。	(例) 徒歩3分のどんぐり公園 (300平米ぐらい) に行つて外遊びを行っている。
(3) 耐火・耐震構造	耐火 <input checked="" type="checkbox"/> 1. はい <input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震 <input checked="" type="checkbox"/> 1. はい <input type="checkbox"/> 2. いいえ
(4) 建築年	昭和 59 年
(5) 改築年	平成 14 年

○児童養護施設の場合

(1) 処遇制の種別 (該当にチェック)	<input type="checkbox"/> ・大舎制 <input type="checkbox"/> ・中舎制 <input type="checkbox"/> ・小舎制
(2) 建物面積	m ²
(3) 敷地面積	m ²
(4) 耐火・耐震構造	耐火 <input type="checkbox"/> 1. はい <input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震 <input type="checkbox"/> 1. はい <input type="checkbox"/> 2. いいえ
(5) 建築年	昭和 年
(6) 改築年	平成 年

【ボランティア等の受け入れに関する事項】

・令和 4 年度におけるボランティアの受け入れ数（延べ人数）

3 人

・ボランティアの業務

保育補助、遊び、生活のサポート。

【実習生の受け入れ】

・令和 4 年度における実習生の受け入れ数（実数）

社会福祉士 _____ 人

介護福祉士 _____ 人

その他 2 人

【サービス利用者からの意見等の聴取について】

貴施設（事業所）において、提供しているサービスに対する利用者からの意見を聞くためにどのような取り組みをされていますか。具体的にご記入ください。

- ・苦情受付窓口（責任者、担当者、第三者委員）の設置と周知。
- ・行事等の終了時に利用家庭向けアンケートの実施。アンケート結果の公表。
- ・年度はじめに保育説明会を実施、質疑、意見聴取。
- ・不定期に個別、クラス懇談会を実施。

【その他特記事項】

評価細目の第三者評価結果（保育所）

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	コメント
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b	園では、子どもの権利を尊重し、自然に触れさせる活動を重視しながら、子育て家庭への支援を大切にしている。また、ICTツールを活用してスタッフ間の情報共有や計画を効率よく進めている点も注目される。保護者に対しても、理念などが記載された重要事項や年間計画などの説明と同意確認を行うなど実践されている。今後は、周知のみならず浸透度や理解度が促進される取組が実践されることが期待される。

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	コメント
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a	園では人材や入園児不足に関わらず、園長や主任保育士が地域・町内活動や行政情報などを通じて現状把握を深め、特徴あるブランディングを行い地域のランドマークとして保育ニーズを把握分析している。過疎地においても特色ある保育を提供し、地域社会に貢献する広域的な活動を展開している。
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b	園では人口減少という厳しい環境下で、運営の安定を図りつつ、職員の福利厚生とキャリア支援を重視し、ホームページやSNSなどで積極的な情報発信を行いながら、中途採用を中心に人材を確保し、理念に沿った保育を実践しようとしている。今後は、一般職員も含め組織全体に課題や実践などが見える化されることが期待される。

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	コメント
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	c	園は自らの保育に関する専門知識と経験を生かし、新規事業や既存事業の発展を目指して調査を行っている。今後の入園予測が完全ではないながらも中期的な予測は可能と見ており、出生数の減少に直面しながらも新しい顧客を確保し、地域の学童保育を支援するなど取り組んでいるが、具体的なことを取り纏めた計画が立案されていない。今後は、現在進行しているものも含め具体的な中・長期の計画が立案されて組織の中に浸透させることが望まれる。
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	c	単年度事業計画は、定められたプロセスを経て立案されているが、中・長期計画が立案されていないため、単年度のみ取組となっている。今後、中・長期計画を作成し、年度を超えた継続的な取組につながる単年度事業計画が策定されることが望まれる。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a 園では、過去の反省を生かしながら行事を企画し、定期的に会議を開催して保育方針や進め方についてスタッフ間で話し合いを行っている。事業計画作成は決まったフォーマットに従って行われており、年間を通じた一連のプロセスがある。後期のスタートとして12月と1月には園長と主任保育士のもとで個人面談を行い、振り返りと総括の準備を行っている。2月には総括会議を開催し文書が作成され、3月中旬には全職員が参加する総括会議が行われ、同じ時期に次年度の担当についても議論が進められる。新年度の会議は5月の連休明けに実施され、子どもの評価も含まれる。理事会は年に複数回あり、3月には新年度計画理事会、5月には決算に関する理事会、8月には中間報告を含む理事会、12月と1月には補正予算に関する理事会が行われて都度確認されている。
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b コロナ禍前までは5月の田植えなどの繁忙期前に家庭に対して説明会を開催し事業計画などが説明されていた。また、9月の終わり頃には家庭向けの個別面談を行い、前期の反省点や後期の取組について説明がされていた。コロナ禍では書面やICTを活用した周知となっているが、今後は状況などを鑑みながらコロナ禍前のような丁寧な説明できる取組が実践されることが期待される。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者評価結果	コメント
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b	園では保育の質を高めるために独自の評価システムを用いて自己評価を実施し、職員全員が参加している。評価結果は取り纏められ、ホームページへの掲載や職員と家族へのフィードバックが行われ、総括会議で共有される。しかし現在は、分析や議論が不十分で、さらに深化する必要があると認識されていることから、今後は把握された現状から抽出された課題に対して組織全体での分析や解決方法が共有されることが期待される。
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b	評価を実施し職員や保護者などとの共有やホームページでも公表しているが、取組課題の明確化や計画立案までには至っていない。今後は、事故防止策の一環としてSHELLモデルを取り入れたなどの意向も示されており、評価結果を保育の全体計画に統合していく意欲も感じられる。事故に限らず原因や課題を明確にし、計画が立案され、組織として職員一同で改善実践の取組がなされることが期待される。

評価対象II 組織の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ

II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		第三者評価結果	コメント
10	II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	園長はコミュニケーションを重視し、保育の理念や実践について家庭や地域社会にわかりやすく説明し、動画投稿サイトなどを利用して保育情報を発信することで、子育てが孤立しない環境を醸成している。また、職員の責任感を育て、公平性を維持しつつ情報を共有し、自身も実践を通じてリーダーシップを発揮している状況が示されている。

11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b	園ではコンプライアンスへの取組を徹底しており、ハラスメントや金銭取引、保育行為の適切性に注意を払いつつ、職員に対し情報を提供している。園長のリードのもとで実施される職員会議や研修では、保護者対応や家庭環境の多様性に対応するための知識と技術を身につけることが重視されている。今後は、口頭のみならず、わかりやすく振り返りやすい資料などを作成し、全ての職員が均質的に理解ができる取組が実践されることが期待される。
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
12	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a	園では風通しの良い職場環境の実現を目指しており、若手職員も含めてスタッフ全員が情報を共有しやすい体制を整えている。園長は現場主義を取り入れ、実践的なアドバイスを通じて保育の質の向上に寄与しており、園固有の保育スタイルの推進にも意欲的に取り組んでいる。
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b	園では面談や会議を通じて改善を図り、風通しの良い職場を推進している。また、職員は積極的な情報共有に励み、自己評価を通じて他の職員から学ぶことを重視しているため、連携して保育の質を高めていく姿勢が伺える。今後は、口頭のみならず、再現性を高めるような資料などを作成し、全ての職員が均質的に理解ができる取組が実践されることが期待される。

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	コメント
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b	園は安易な人材採用は避け、人づてや公共の就職支援を用いることで、適切で安定した職員を採用している。また、職員が自己成長を遂げられるよう、キャリアアップに対する見通しと研修のサポート体制を整備している。これにより、職員は専門性の向上と長期的なキャリア構築を図る実践がなされている。今後は、中・長期や単年度の事業計画の中でも方針や方策が具体的に明示され、組織全体や保護者などや地域に理解される取組が期待される。
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b	園では職員の給与とキャリアの進展に関するシステムをしっかりと設定し、総括会議での合議を通じて決定している。定期的な面談と自己評価を通じて職員の成長を支援し、職員の個人的な事情にも配慮している。一方で、子どもの減少に伴う運営上の不安を感じており、こども園としての将来の持続可能性に対する懸念があることも認識されている。今後は、職員の意向も取り入れながら、システムとしての人事管理・考課などが見える化されることが期待される。
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a	園は職員の就業状況や意向を重視し、有給休暇の取得、研修機会の提供、職場文化の醸成、公私のバランスの重視、コミュニティ形成、残業の削減、そしてICTの活用といった多角的なアプローチを通じて、職員が働きやすい環境を整え工夫されている。
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b	園では、年間の職員研修計画が立案されている。また、年度途中でも個別研修に参加できる機会が確保されている。しかし、現在は職員個別の研修計画はまだ具体化されていない。今後は、人事考課などのシステム構築やキャリアパスの可視化なども含め個別の育成に向けた取組が計画されることが期待される。

18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b	園では職員の研修を通じて保育理念と方針を具体的な実践に繋げることを重視しており、職員会議での報告や園内研修の講師を務めることで学びを共有している。指導的立場の職員が方向性を定め、外部研修の受講を促進している。今後は、計画立案前に職員個々の課題や組織全体の課題などが明確にされ、そのための計画立案と実践・評価がPDCAサイクルで行われることが期待される。
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b	研修計画については、個々の職員ごとに具体的な立案までには至っていないものの、園長と主任保育士が目指す方向性に基づいて外部研修を受講させている。また、オンライン研修の場合は、パートタイム職員や資格のない職員も研修を受けられるよう支援している。さらに、保護者にも研修の機会が提供されており、オン・ザ・ジョブ・トレーニング（OJT）の形式で保育に関する知識やスキルを身につけられるようになっている。今後は研修計画立案時に、職員一人ひとりの課題や目標を明確にし、その改善に向けた計画が立案され、研修の機会がそれぞれに確保されることが期待される。
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
20	II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b	園では新型コロナウイルスの流行の影響で実習生の受け入れを停止しているが、それ以前は実習生の育成に関して独自のマニュアルを用いていた。職員会議では実習生の受け入れに関する方針を確認し、実習生に対する経験と学びを重視する教育姿勢を示している。今後は、新型コロナウイルスが5類に移行したことから、新たに実習生等を受け入れるための指針や担当窓口、具体的なプログラムや関係帳票などが改めて現状に合わせて整備されることが期待される。

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果	コメント
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b	園では、地域社会との関わりの中で事業運営の透明性を確保するために、ホームページやSNS、お便り、連絡ノート、メッセージアプリ、回覧板など、様々な手段を駆使して情報を公開し、保護者や地域住民と積極的にコミュニケーションを取っている。これにより、園の取組や日々の活動が明確に伝わり、信頼と理解を深めることを目指している。今後は、更新の頻度をタイムリーにされることが期待される。
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b	職員が経費を使って必要な物品を購入する際に指示を受けており、自己負担がないことが評価されている。経理規程と監事監査に加え、税理士のチェックと第三者委員の関与により、財務の透明性と適正な運営が保たれており、これらの措置は園の経理と事業運営の透明性を高めるために講じられている。法令で定められた最低限の公表がされているが、今後は現在の他の取組がホームページなどで広く公開されることが期待される。

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	コメント
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a	園は様々な行事を通じて地域住民とのコミュニケーションを活性化させている。新聞折込を利用した告知や地域との共同行事、散歩コースの設定、地域の見守り活動への参加などを通じて世代間の交流を促し、地域との絆を深めていることがうかがえる。

24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a	園はドイツのボランティアを通して異文化交流を促進し、職場における異文化理解を深める取組を行っている。重要事項の説明、マニュアルの提供、守秘義務の遵守などを通じて、異文化からのボランティアを支援し、それぞれの文化的背景を尊重する努力をしている。園は異文化とのコミュニケーションにおける課題にも取り組んでおり、ボランティアの安全に配慮する保険制度を整えることで、実践的な国際交流を実施している。
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
25	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b	園は地域社会の様々な資源を積極的に活用しており、災害協定や企業との連携などを通じて園と地域コミュニティの絆を強化している。職員は定期的に情報を共有し、良質な保育を実現するための方法を模索している。しかしながら、地域での子どもの参加を促す活動や教育に関する会議の減少といった課題も抱えていることが指摘されている。今後は、現在の課題や今後の取組の方向性などが計画などにおいて明示され、組織や地域の関係機関と共有できることが期待される。
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
26	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b	園は地域の方々との交流を重視し、行事を通じて福祉ニーズの把握を行っている。担い手不足や様々な負担、過疎化による課題など、地域に根差した問題を理解し、特に高齢者の支援のためにお寺などの社会資源を活用して、世代をつなぐ取組を推進しているのが特徴である。今後は、実践や将来の企画などが計画などの誌面で明示され共有されることが期待される。
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b	園は多岐にわたる公益的な活動や事業を通じて、地域の福祉ニーズに応えている。備品の貸し出しから災害時の支援、専門的な知識の提供、地域イベントへの参加に至るまで、地域住民との繋がりを重視し、実用的なサービスを提供することで地域社会に貢献していることが伺える。これらの活動は、園が単なる保育提供者であるだけでなく、地域コミュニティの一員として積極的に機能していることを示している。今後は、このような活動や事業が計画やホームページなどで明示されて広く理解される取組が推進されることが期待される。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	コメント
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b	毎年度初めの職員会議で重要事項説明書等の資料を配布して読み合わせを行い、園の理念・基本方針等に向けた子どもを尊重した保育について職員の共通理解を得る取組が行われている。現在の取組から基本的な共通理解をより深めるために、職員誰もが行う標準的な実施方法や規程等の在り方を再検討し、保護者理解を図ることも含めて重要事項説明書等の再整備について検討することが期待される。
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	b	職員は、保育提供の場面ごとにプライバシーを保護した実践に努めている。特に、職員の見守りのもとに子どもが赴くままに自由に利用できるスペースなどの工夫した保育環境づくりが図られている。現在の各種配慮の実践を基に、規程・マニュアル等の再整備に取り組み、保護者へもプライバシーに配慮した保育実践について周知されることが期待される。

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	b ICTを積極的に活用したホームページを作成し、園の理念と特徴的な保育の様子等について多くの方がわかりやすく閲覧して情報を入手できるように工夫した情報発信に努めている。現在のICT活用による情報発信の工夫と同様に、紙媒体の情報発信の追加も検討する等、複数の情報伝達方法から、こども園の選択に必要な情報提供の在り方について定期的な見直しが行われる。
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b 入園式典の次第・手順書等を定め、入園及び進級の保護者へ重要事項説明書や「かぜっこ」の配布をもとに、保育内容等について説明を行い保護者から同意を得ている。既存の次第・手順を基にして、特に配慮が必要な保護者への説明の在り方等を加え、どの保護者等に対しても同じ手順と内容でわかりやすく説明、運用を図る組織的なルール化に取り組むことが期待される。
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b 過疎地域と施設規模等から、こども園等の変更にあたり該当する子どもの例が少ないようだが、里帰り出産家族を受入れ里帰りを終えた時に保育の継続性を配慮した引継ぎ文書の作成、相談、説明等の対応を行っている。既存の対応例を基にして、保育の継続性を損なわないように配慮する引継ぎ送りの手順、各種文書の内容等を定め、終了後の相談対応について口頭だけではなく説明内容を記載した文書の手渡し等の取組・検討が期待される。
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b 年に1回「利用家庭評価アンケート」を実施し、保育内容や経費等の説明対応の在り方、ハード的な施設・設備等環境面とソフト的な園生活の保育内容面及び自由回答の項目を設定し、利用者満足度を把握する取組が行われている。現在のアンケート調査とともに参観日等の保護者との面談の機会にも満足度を把握する目的を加える仕組みを検討し、利用者満足に関する検討会議の設置等から具体的な改善策へ向けた組織的な取組が期待される。
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b 苦情解決体制を整えてホームページで苦情解決の仕組みの公開を行っている。「要望・苦情等に関する相談窓口」を明記した重要事項説明書を用いて保護者へ丁寧な説明による周知に努めている。現状の苦情件数が0件であることとホームページ上の担当者更新が行われていない等を課題として、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫と仕組みの機能性向上に向けた観点から検討・見直しが期待される。
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b ICTを活用した保護者とのコミュニケーション手段と各種おたより発行等から相談や意見対応の周知に努めている。複数ある現在の保護者周知の方法を基にして、園へ相談や意見を述べたい時に複数の方法や複数の相手の中から自由に選べる仕組みについて、わかりやすい説明文書の作成や掲示を含む周知の在り方等の再検討が期待される。
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b 玄関に意見・苦情を受けるボックスを設置している。職員は保護者への傾聴を意識して積極的なコミュニケーションをとることに努め、苦情のみに関わらず相談や意見等へ配慮した対応を行っている。現在の相談や意見への職員の配慮を基にして、苦情解決の仕組みと同様に、意見や要望、提案等を受けた時の対応手順や記録及び公開方法等の対応マニュアル等の整備とともに、定期的に見直しを行う仕組みの再検討が期待される。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	<p>b</p> <p>リスクマネジメントに関する責任者を看護師である副園長とし、専門性を活かしたリスクマネジメント対応の取組が行われている。ヒヤリハット事例等を収集し、定期的に交通安全教育等の研修が行われている。現在のリスクマネジメントに関する取組を基に、自己責任を追及をするためのものではないということに留意した教育・保育の質の向上を図る観点から、リスクマネジメント規程や体制等の明確化に向けた再整備が期待される。</p>
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	<p>a</p> <p>「感染症対策マニュアル」を作成し、「事業継続計画（BCP）」へも感染症対応を組み込んだ管理体制が整備されている。コロナ禍初期から発生状況に応じた早期の休園実施、感染拡大対策及び適切な予防、発生対応等の各種対応を講じた実績を活かしながら子どもの安全確保に努めている。保護者等への早期連絡方法としてICT活用の取組、重要事項説明書の内容に新型コロナウイルス感染症に関する設備等や取組等を明示した周知を行い保護者ととも安全確保に努めている。</p>
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	<p>b</p> <p>「防災マニュアル」の作成とともにBCPを策定している。過疎化地域の施設として地域のコンビニエンスストアと協定を結ぶ等、災害時の対応に工夫した体制を整えている。避難訓練、引き渡し訓練等の定期的な実践の取組も行われている。現在の取組を活かし、子どもや職員、保護者等の安否確認の方法、備蓄リスト充実と管理の在り方等を検討し機能するBCPへ向けて防災マニュアルに明記している職員への防災教育の充実が期待される。</p>

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果	コメント
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	b	<p>コロナ禍の経験を踏まえて出勤勤務体制ごとに職員が共通して行う消毒業務等から園内外の衛生管理を踏まえた保育の取組やICTを活用した記録様式の方法等の基本的な配慮や手順等が散在的に文書化されている。現在の散在的な各種業務手順等の文書を活かし、園の特徴ある保育に関する共通した基本部分の統合的な文書化に取り組み、職員個人の保育の考え方を尊重しつつ相補的な関係となる標準的な実施方法として活用することが期待される。</p>
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b	<p>年度初めの全職員を対象とした説明会議時に、重要事項説明書を用いて園の基本的な保育提供内容の変化について検証や新たな知識、技術の導入等の見直しを図っている。標準的な実施方法文書の統合に向けた見直しの取組として、見直し時期の定期化とともに職員や保護者等の意見や提案を取り入れる方法について園の仕組みとして定めることが期待される。</p>
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	b	<p>主任保育士を指導計画の責任者とし、ICTの「保育システム」を活用したアセスメント記録や各種指導計画作成の取組が行われている。現在の「保育システム」をもとにして、アセスメント時の配慮点や子どもと保護者等の具体的なニーズ等を明確にするために、関係職種・職員との協議の在り方、保護者等の意向把握と同意の在り方等を意識した手順を定めて「保育システム」をより活用する仕組みの再検討が期待される。</p>

43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b	ICTの「保育システム」導入により、指導計画等の変更や見直しが随時可能になり、ネットワーク上で関係職員が確認できる仕組みとなっている。現状のシステム使用を基にして、各種計画の見直しの時期、保護者の意向把握と同意を得る手順、計画内容の変更があった場合の関係者に周知する手順等を組織的に定めて、PDCAサイクルで継続・実施することによるシステムの恒常的な活用が期待される。
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b	スマートフォン使用を含むICT活用を通じて、園で統一した様式により職員間でタイムリーに保育に関わる情報の記録が素早く共有できるネットワークシステムが構築されている。現在のICTを活用した子どもの状況等に関する情報の共有経験を基にして、保育実施の留意事項、実施状況変化、アセスメントや指導計画の実施状況等がPDCA視点から職員によって記録等の対応に大きな差異が生じないように「記録要領」等の作成が検討され、職員間の情報共有の標準化につながることを期待される。
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b	園長を責任者として「個人情報管理規程」や「就業規則」等により個人情報保護と開示及び不適切対応等の管理体制の構築が行われている。ICTの多用から情報伝達媒体に関する「インターネット・ソーシャルメディア運用規程」及び「細則」等も定めて個人情報等のリスク管理の取組が行われている。情報伝達媒体に関する規定等の取組を活かし、廃棄や不正利用及び漏えい等に対する具体的な対策と対応方法等のさらなる充実が期待される。

評価対象 保育所 付加基準

A-1 保育内容

	第三者評価結果	コメント
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
A① A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a	全体的な計画は、園の理念、方針に基づき目標が設定され年齢別指導計画、食育計画、保健計画などと連動している。子どもの発達過程を踏まえつつ保育の目標が園の生活全体を通して総合的に展開されるように編成している。毎月の保育の振り返りを基にしてクラス担当者とリーダーが中心に考えた案を非常勤職員も参加した全体会議で協議し決定している。また、園開放や地域住民との交流などの地域のニーズを組み込んで作成している。
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A② A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a	床や壁は木目を生かし温もりを感じる造りになっており、エアコン・温度計・湿度計、加湿器、空気清浄器、手指消毒器を設置し快適な状況に管理している。ロッカー、遊具などの棚は子どもが取り出しや片付けがし易く配置され、自由に使えるようにしている。保育室とホールは移動しやすく子どもが自由に遊べる配置になっている。寛いだり、静かに読書や描画や出来る広い部屋があり子どもにも活用されている。自分の好む場所で食事が出来る机や椅子の配置がされている。ホールには太鼓が常備され1歳児も主体的に取り組み楽しんでいる。園の内外の環境は担当制とチェック表で毎日確認し安全で安心して伸び伸びと生活できる心地よい空間が確保されている。

<p>A③ A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	<p>b</p>	<p>子どもの育ちや家庭環境を聴き児童票をつくり、保護者懇談を行い一人ひとりの状態の把握に努めている。子どもが自分で伝えようとする気持ちを汲み取り、保育士が先取りして言わないようにしている。子どもが自由に欲求を表現しやすいように話をじっくり聞いたり、せかしたり否定的な言葉を使わず子どもの性格なども配慮し、場所を変えたり、分かりやすい言葉や話し方で子どもが言いたいことが話せるように関わっている。保育士の自己評価では、時間のないときは焦ってしまうのでゆとりのもった行動をできるようにしたいとの振り返りがある。今後は、子どもへの関わり方や対応について振り返る機会を定期的にもち、一人ひとり子どもを受容した関わりについての理解を深め、職員間で共有されることが期待される。</p>
<p>A④ A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>子どもの成長に合わせて机や椅子を選択し、食事、排泄、着脱、清潔などの生活習慣が確立できるように、子どものペースと保護者の家庭での生活の意向を聴きながら関わっている。また、子どもの自分でやりたい気持ちを汲み取り、見守り、援助し成功体験を大切にしている。保護者とは連絡帳やICTの活用、送迎時の関わりを通して情報を交換し子どもの発達課題に向けて取り組んでいる。</p>
<p>A⑤ A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	<p>a</p>	<p>近隣の川や森などへ探索に出かけ、水、泥、砂、雪、植物などで遊び自然と触れ合い季節を感じ興味、関心を深め、戸外で楽しく身体を動かして遊ぶ心地よさを味わっている。地域の方の協力も得て園庭で野菜を栽培し収穫してクッキングするなど楽しみの活動になっている。また、描画や廃材遊びなどで表現することを楽しみ、目的に合った道具を使ったり、それぞれの考えを出し合い色々な遊びや製作を協力して取り組んでいる。お泊り会などでは、子どもが主体で企画し食事作りを体験したり、自分を表現しながら、子ども同士が学び、子どもが主体的に生活と遊びができるための取組をしている。</p>
<p>A⑥ A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>個別指導計画を作成し、担当保育士を複数配置しているが、愛着形成を基本に保育士全員が関わっている。保護者には連絡帳やメッセージアプリ、送迎時に園の様子を伝えたり、家庭の様子を聞くなどして情報を共有し発達や体調に配慮したきめ細かな対応をしている。保護者が要望すれば母乳保育に取り組んでいる。階段のぼり、円盤回しなど運動遊びを積極的に行っている。子どもが安定する机や椅子を選んだり、自立に向けて、子どもの自分でやろうとする気持ちを見守り自分で出来た達成感を味わえるように関わっている。睡眠時呼吸チェック、危険につながるものを確認したり、おもちゃの消毒など衛生面も配慮し遊びや生活が安全・安心な環境に整えている。SIDSの保護者への周知は懇談会や保健だよりなどで行っている。</p>
<p>A⑦ A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>日常安全点検表、衛生管理の取組をマニュアル化するなど衛生的で安全な環境整備に努めている。子どもの健康支援のために「食」を重視し、食材に触ったり、野菜を栽培したり、調理に参加したりして食べ物に興味をもち意欲的に食べたり、身の回りのことを自分でしようとする意欲を育てている。散歩・園外活動時の安全管理の取組をマニュアル化し、散歩、園庭の土や水遊びなど自然に触れ自由に遊び好奇心、探求心を深め言葉や画で自分を自由に表現する豊かな心を育てている。行事や遊びなどの活動を通して集団生活におけるマナーやルールを身に付ける関わりをしている。</p>

<p>A13 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	<p>a</p>	<p>園囑託医による内科健診と歯科健診を年2回実施している。健診結果は保護者に知らせ、職員間でも情報を共有している。コロナ禍でも消毒器を設置し歯磨きや歯磨き指導などを実施し歯の健康管理をしている。毎月保健だよりなどで、病気や怪我の対応や感染症発生状況を知らせるほか、日常生活の注意点など季節ごとにタイムリーな病気、事故、怪我などの対応を分かりやすく図示し周知されている。</p>
<p>A13 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>入園児のアレルギーの有無を把握しアレルギー対応マニュアルを整備している。合理的配慮として完全除去食にし、いつも好きな子の隣で会話を楽しみながら食べることが出来る「なかよし給食」に取り組んでいる。自前で焼くパン、アレルギー対応のラーメン、園で採れた野菜やよもぎを練りこんだラスクや手作りドーナツなど提供している。栄養士はアレルギー研修を受講している。</p>
<p>A15 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	<p>a</p>	<p>保護者の手作り弁当をもって公園に出かけたり、戸外給食では高齢者と一緒に、薪割り、火を起し焼き芋やカレーライス作ったり、地域の水耕栽培レタスを自分で食べられる分量を決め好きなドレッシングで食べたり、自分でご飯を盛付ける、餅つき後の鏡餅づくり、誕生会のリクエストメニューなど、子どもの喜ぶ取組をしている。食事場所は、子どもが好む場所で一緒に食事をしたい子どもと共に食べている。園庭で栽培した野菜を調理して食べたり、給食の野菜の下処理、配膳などもしている。からだを動かし「おいしく食べる」を基本にし、食べ物への関心と食べ物を大切する心、友達と食べる喜び、楽しさを感じられる創意工夫が保育計画と連動して取り組まれている。</p>
<p>A16 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p>	<p>a</p>	<p>子どもの体調、日中の活動量などを考慮し、一人ひとりの育ち、発達に合わせた食事ができるよう、量の加減、個人の嗜好を考慮し無理強いにせず偏食がなくなるように関わっている。旬、地産地消、有機、無農薬、無添加をキーワードに食材を選択し季節感を感じる献立にしている。日常的に栄養士が子どもの意見や要望を聞いたり、残食確認し献立や調理に反映している。給食だよりには月間献立、季節ごとの食事の留意点、旬の野菜とその効果、園での伝統行事食などに関する記事が書かれている。保護者の相談は要望に応じて行い、気になる保護者へは声掛けをしている。衛生管理マニュアルに則り調理し安全な給食提供に努めている。毎月全体職員会議で給食取組状況について協議している。</p>

A-2 子育て支援

	第三者評価結果	コメント
<p>A-2-(1) 家庭との緊密な連携</p>		
<p>A17 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>日常的な情報交換は、連絡帳、メッセージアプリ、送迎時に口頭で園での子どもの様子を知らせたり、保護者から家庭での様子を聞くなど情報交換を密にしている。保育に反映する情報はミーティングなどで職員間で情報共有している。入園時、行事、懇談会などで、保育の意図や保育内容について園長や担当保育士が説明し保護者の理解を得るようにしている。また送迎時に園内の子どもの様子を保護者が直接見たり、各種の園だより（給食・保健・クラス等）や保育参観、運動会、誕生日などに保護者が参加し、気になることなど相談出来る体制がある。保護者会は全体会とクラスごとに年2回行うなど、保護者との密な連携が図られている。</p>

A-2-(2) 保護者等の支援		
<p>A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。</p>	<p>b</p>	<p>年度初めに全保護者と面談し年間1～3回面談を実施、また懇談時の保護者との対話を大切に、保護者が相談しやすい雰囲気作りを行い、いつでも相談出来ることを保護者に伝えている。保護者から相談があった場合はプライバシーが保たれる部屋を使い面談している。またオンライン相談対応もしている。相談内容は会議で共有し保育に反映しており、必要に応じて関係機関に繋いでいる。相談や支援の内容は家庭面談記録に記載している。担当保育士が対応困難な場合は主任や園長が支援し専門機関に繋ぐなどの支援体制がある。今後は、個別記録が経時的な記録となり就学時の「認定こども園こども要録」に繋がる様式などの見直しが期待される。</p>
<p>A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。</p>	<p>b</p>	<p>登園時の視診、着替え時、表情や行動の変化、身体測定時などの生活の中で子どもの心身の状態を把握している。送迎時の保護者の様子に変化があった際も職員間で情報共有し対応をしている。虐待対応ハンドブックを整備し、虐待発生時の対応、虐待緊急判断のポイント、早期発見のポイントについて職員に周知しているが職員研修は行っていない。今後は園内外の虐待防止の研修への職員参加や虐待防止委員会などの取組が期待される。</p>

A-3 保育の質の向上

	第三者評価結果	コメント
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
<p>A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	<p>b</p>	<p>保育実践の振り返りは、日々の業務報告とクラスごとで毎月の担当者の評価・振り返りを行い、毎月の職員全体会議で協議し改善策や次年度計画に反映し保育の質向上に繋がっている。また経験職員と後輩職員がともに振り返る場となっている。保育士個人の自己評価は、1年に1度実施し、園長が面談を行い取り組みたい課題などを明確にしているが、年度ごとや経時的な課題達成の評価の記録にはなっていない。また、課題が園全体の自己評価や保育実践に繋がり、改善策に連動した記録にはなっていないため、今後は非常勤職員も参加のもとに協議し、策定・評価する取組が期待される。</p>